

●香川県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年9月25日から同年10月16日まで一般の縦覧に供する。

平成21年9月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町下麻字前側2382番 1地先から 三豊市高瀬町下麻字東河内1718 番2地先まで	前	9.7~21.2	486	平成16年香川県告示 第82号で変更した区 域の一部の供用開始 及び市道との管理区 分変更に伴う道路区 域の見直し
	後	12.8~26.2	486	

- 4 供用開始の期日 平成21年9月25日